

収納対策推進本部からのお知らせ

12月は徴収強化月間です。納め忘れはありませんか？

大多数の町民の皆様には、義務として町税等を決められた期間内に自主納付いただいておりますが、一部の滞納者の中には滞納理由が悪質であったり納付の誠意が無いと判断される場合があります。このことから、以下に該当する方については法令に基づいた厳しい対応を実施いたしますので、町税等に納め忘れや滞納のある方は、至急納付をお願いいたします。万一、全額納付が困難な場合は、必ず担当課まで来庁し納付相談をされるようお願いいたします。

- ➡ ◎ 決められた期間内に納付されない方
- ◎ 未納のまま放置し納付の意思が認められない方
- ◎ 滞納理由が悪質で、誠意が無いと判断される方



税 町民税、固定資産税、軽自動車税、法人町民税、国民健康保険税

担当：税務財政課【6-3003】

⚠ 差押処分（法令に基づいた滞納処分）の実施

※滞納処分のため、必要な場合は職場への給与調査や金融機関への預金調査、保険会社への生命保険調査などを実施します。

※タイヤロック（車の車輪止め）を実施します。自動車等を差押えた場合は、滞納者に保管命令を行い、その後も納税されない場合は、自動車等を引揚げて公売します。なお、タイヤロックの対象は、軽自動車税とは限りません。道町民税や固定資産税、その他の滞納がある場合もタイヤロックの対象となりますのでご注意ください。



町営住宅使用料

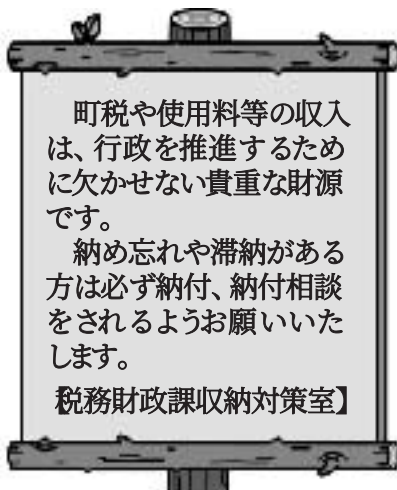
担当：建設課【6-3007】

⚠ 町営住宅のあけわたし請求（民事調停及び民事訴訟）の実施

※未納になっている住宅使用料を納めていただくため、民事調停及び民事訴訟により、住宅を明け渡していただく手続きを実施します。

⚠ 連帯保証人への納付指導依頼実施

※入居者の連帯保証人から、滞納になっている家賃を納付いただくよう依頼を実施します。



災害援護資金貸付金・介護保険料

担当：健康福祉課【6-3001】

⚠ 災害援護資金貸付金～連帯保証人への請求行為実施

※連帯保証人から、滞納になっている貸付金を納付いただくよう依頼を実施します。

⚠ 介護保険料～給付制限の実施（給付減額など）

※保険給付が制限されたり、減額される場合があります。

上下水道料

担当：上下水道課【6-3008】

⚠ 給水停止

※納付する意思が見られない場合は給水を停止します



徴収のため、自宅や職場などに直接訪問する場合がありますことをご了承願います。